

## 船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015那第9号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月6日 14時40分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市天願東岸 金武中城港具志川火力発電シーバース灯から真方位300° 1.5海里付近 (概位 北緯26° 23.62' 東経127° 51.89')
事故等調査の経過	平成27年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 <sup>たいしん</sup> 大新丸、2.1トン ON3-05460（漁船登録番号）、個人所有 第296-25278号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船体の大破
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、ひじき漁のため、沖縄県うるま市天願東岸から約100m沖に船首を北北東に向け、船首からアンカー2個を投入して双錨泊を行い、乗組員全員は、本船に積んであった小型ボートで天願東岸付近に移動してひじき漁を開始した。 本船は、その後、左舷船首の錨索1本が切断し、船長が、北北東の風により右舷側に傾いた状態で錨泊していることに気付き、急いで本船に乗り込んだところ、右舷船首の錨索も切断して船体が風浪に圧流される状況となり、主機を始動しようとしたが間に合わず、平成27年3月6日14時40分ごろ、天願東岸の浅礁に乗り揚げた。 本船は、その後、波浪により大破したため、廃船処分された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約1m
その他の事項	本船は、水深が約5～6mの所で、船首から直径約12mmの合成繊維製の錨索2本を、それぞれ約30m伸出して錨泊していた。 本事故当時に使用した錨索は、約2年前に購入したものであった。 船長は、本事故当時の錨泊地点に、これまで何度も錨泊したことがあり、海底（岩礁）の状態もよく知っていた。 船長は、本事故後に切断した2本の錨索を点検した結果、それぞれ錨側から約2mのところ切断しており、錨索が海底の岩礁などに擦れて切断したのではないかと思った。

	乗組員全員は、救命胴衣を着用していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、沖縄県うるま市天願東岸沖で双錨泊中、両錨索が切断したことから、風浪に圧流されて天願東岸の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。 本船の両錨索は、風力5の風が吹き、波高約1mの波浪があったことから、船体が風波で振れ回り運動をした際、海底の岩礁などに擦れて切断した可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、沖縄県うるま市天願東岸沖で双錨泊中、両錨索が切断したため、風浪に圧流されて天願東岸の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 錨泊中に天候の悪化が予想される場合には、漁を中止して速やかに帰港すること。</li> <li>・ 錨索が海底の岩礁などに擦れて切断するおそれがある場合は、岩礁などから離れた錨泊地点を選定すること。</li> </ul>